

坂城町教育委員会告示第2号

坂城町幼稚園等副食費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7年 3月26日

坂城町教育委員会
教育長

坂城町幼稚園等副食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の心身の健やかな成長の支援及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に入所している児童の食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用（以下「副食費」という。）に対し、予算の範囲内で坂城町幼稚園等副食費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等交付規則（昭和51年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する施設をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条又は第17条第1項に規定する施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、坂城町に住所を有し、幼稚園等に入所している満3歳以上の児童（認定こども園については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる児童に限る。）の保護者が支払うべき副食費について、その全額を徴収しないこととした幼稚園等とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、坂城町に住所を有し、幼稚園等に入所している満3歳以上の児童の保護者が支払うべき副食費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号のいずれか少ない額とする。

- (1) 240円に補助金を受けようとする月の給食実施日数を乗じた額に3分の2を乗じた額
(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とし、その額が3,200円を超える場合は3,200円)に第3条に規定する児童の人数を乗じた額
- (2) 前条の対象経費に3分の2を乗じた額(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、坂城町幼稚園等副食費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 副食の提供に要した費用の領収証の写し
- (2) その他必要な書類

2 前項に規定する申請は、補助金を受けようとする月の翌月10日までに提出するものとする。

(交付決定)

第7条 前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、坂城町幼稚園等副食費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 規則第15条第1項各号に該当する場合のほか、この要綱の規定に違反したと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消した者に対し、坂城町幼稚園等副食費補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(坂城町私立幼稚園運営費等補助金交付要綱の廃止)

- 2 坂城町私立幼稚園運営費等補助金交付要綱（平成13年教育委員会告示第1号）は、廃止する。